

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）

のうち、都市計画部の所管する部分について

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、都市計画部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

す。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特

別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億

4,300万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9ページ目をお願いいたします。

(3)の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた

対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

【歳入】

次に、歳入についてご説明いたします。

22ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料 項2 手数料 目6 土木手数料

節1 土木管理手数料

説明欄 開発許可手数料 35万4千円の減額につきましては、開発許可手数料の収入見込額の減によるものです。建築確認手数料159万2千円の増額につきましては、建築確認手数料の収入見込

額の増によるものです。

【歳出】

次に、歳出についてご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

款8 土木費 項1 土木管理費 目3 建築指導費

説明欄1 常勤職員給与費(39人) 691万7千円 の増額につきましても、住宅政策課、開発調整課及び建築指導課の正規職員39人分の給料及び職員手当等の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

説明欄2 建築、開発指導経費 256万3千円 の増額につきましても、空家対策や開発許可、建築確認業務等に係る9人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬及び職員手当等の増額によるものです。

56ページ をお願いいたします。

項4 都市計画費 目1 都市計画総務費

説明欄1 常勤職員給与費(30人) 765万8千円 の増額のうち、627万7千円 の増額につきましても、都市計画課及び都市魅力創造課の正規職員26人分の給料及び職員手当等の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額に

よるものです。

説明欄 2 都市計画企画調整費 39万6千円 の増額につきましては、都市計画業務に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

説明欄 3 都市景観形成推進費 297万3千円 の増額につきましては、屋外広告物及び景観業務に係る7人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

説明欄 4 会計年度任用職員雇用経費 341万6千円 の増額につきましては、部内各所属に配置する事務補助業務等に係る10人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

目 3 公園費

説明欄 1 常勤職員給与費(17人) 119万7千円 の増額につきましては、公園緑地課の正規職員17人分の給料及び職員手当等の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

説明欄 2 公園緑地等維持管理費 153万円 の増額につきま

しては、都市公園や児童遊園地の管理業務に係る4人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

項5 住宅費 目1 住宅管理費

説明欄1 常勤職員給与費(12人) 333万3千円 の増額につきましては、住宅政策課の正規職員12人分の給料及び職員手当等の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

以上をもちまして、都市計画部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。